

令和元年度 第1回 港区住居表示協議会 次 第

日時：令和元年6月7日(金曜日)
午後6時30分から午後8時まで
会場：港区役所9階911～913会議室

- 1 開会
- 2 新委員の紹介
- 3 議事
 - (1) 平成30年度第1回港区住居表示協議会議事録の確認
 - (2) 町区域及び町名に関する協議
- 4 その他

(配付資料)

- | | |
|---------|--|
| 資料1 | 平成30年度第1回港区住居表示協議会議事録(案) |
| 資料2 | 高輪ゲートウェイ駅周辺の住居表示再整備の協議案について |
| 資料2-2 | 住居表示再整備協議案及びその他案図面 |
| 資料2-3 | 各案における「港区住居表示の実施基準」及び今回の住居表示再整備の考え方との整合性について |
| 参考資料1 | 港区住居表示協議会委員名簿 |
| 参考資料1-2 | 港区住居表示協議会規則 |
| 参考資料2 | 町区域変更等実施までの流れ |
| 参考資料3 | 港区総合支所及び部の設置等に関する条例 別表 |
| 参考資料4 | 港区立小・中学校通学区域一覧表 |

高輪ゲートウェイ駅周辺の住居表示再整備の協議案について

取扱注意

資料 2

1 住居表示再整備の必要性及び時期

「品川駅北周辺地区土地区画整理事業」及び「泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業」により、新たなまちづくりが進められています。線路の移設、道路の廃止・新設、公園等が整備されることにより、区域の形状が変わります。そのため、これまで線路や道路等により定められていた町境が不明確になり、「港区住居表示の実施基準」に適合しない地域が生じることから、住居表示を再整備する必要があります。

また、土地区画整理事業の区域の場合、通常、換地処分の際に住居表示を再整備しています(本件の換地処分は2026～27年を予定)が、今回の事例では、2020年春に高輪ゲートウェイ駅が暫定開業し、2024年には街びらきが予定されており、早期の住居表示再整備が必要となります。

さらに、対象区域が広域であり、警察、消防等の各機関の業務に影響があるほか、総合支所の管轄区域や小・中学校の通学区域等についても検討が必要です。

以上のことから、区民生活や商業活動等の社会活動が円滑に行われるように、2020年(令和2年)3月までに、住居表示再整備(町区域の変更等)の実施を目指します。

2 住居表示の整備に関するルール

土地の番号である『地番』を用いた住所の混乱や不便を解消し、住居の表示を分かりやすくするため、住居番号による合理的な制度を規定した「住居表示に関する法律」が制定され、昭和37年5月10日から施行されました。

(1) 住居表示に関する法律(一部抜粋)

第五条 街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。

2 前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

(2) 港区住居表示の実施基準

国では、住居表示に関する法律に基づき、具体的な実施基準を定めています。区は、国の基準に準じた「港区住居表示の実施基準」を定め、これまで住居表示の実施及び再整備を行ってきました。

港区住居表示の実施基準(一部抜粋)

ア 町の区域の合理化

(ア) 町の境界は、道路、鉄道、若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線であることが適当であること。

(イ) 町の形状は、その境界が複雑にいきんだり、飛び地が生じたりしないように簡明な境界線をもって区画された一団を形成されているものであること。

(ウ) 町の規模は、当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないように定められていること。

イ 町の名称の定め方

(ア) 従来の町の名称又は当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒のある名称で、親しみ深く語調のよいものを選択すること。

(3) 住居表示再整備の考え方

「港区住居表示の実施基準」に基づいて住居表示の再整備を行うに当たって、次の点に留意します。

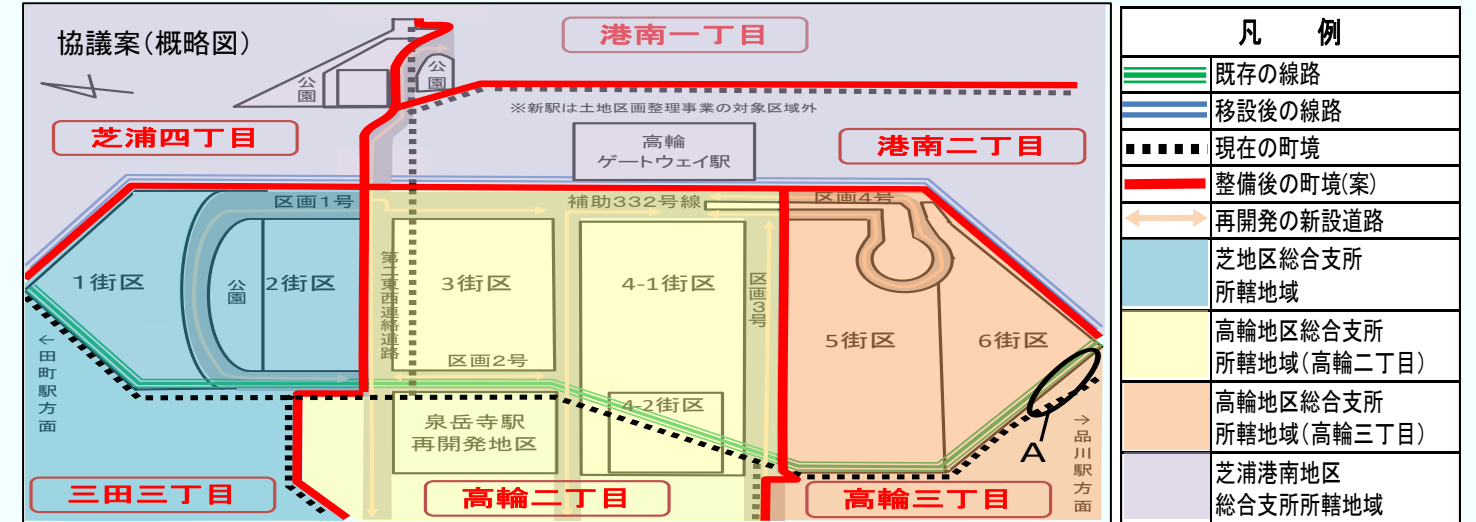
ア 現行の住居表示のもとで社会活動を行っている区民や事業者等への影響をなるべく避けるため、住居表示の再整備は、分かりやすく合理的に必要な限度で行います。

イ 対象区域内では、これまでの車両基地から住宅・商業地域へと大きく利用転換がなされることから、このような地域の特性とその将来を見据えるとともに、周辺地域とのつながりを踏まえて住居表示の再整備を行います。

3 住居表示再整備の協議案

(1) 協議案

住居表示再整備の協議案(以下「協議案」という。)は次のとおりです。



※新たな町の境界(赤色の太線)により、三田三丁目、高輪二丁目、高輪三丁目、芝浦四丁目、港南一丁目及び港南二丁目の町区域の一部について、それぞれ変更します。

(2) 港区住居表示の実施基準に基づく検討

ア 町の区域の合理化

(ア) 町の境界

既存の三田、高輪及び港南の各町区域の境界(黒色の破線)となっている線路や道路が廃止され、境界が不明確となるため、協議案では、周辺で新たに整備される恒久的な施設である線路や道路(第二東西連絡道路等)の側線に沿って町の境界を定めています。

(イ) 町の形状

三田三丁目、高輪二丁目及び高輪三丁目の町の区域を新たな線路の側線まで拡張することにより、従前の区域と新しい区域との一体性を図りつつ、各々の町の形状が線路による分断状態にならず、一団を形成しています。また、6街区の隣接区域の一部(土地区画整理事業区域外の区域(Aの部分))を港南二丁目から高輪三丁目に変更し、飛び地が生じないようにしています。

(ウ) 町の規模

土地区画整理事業区域内の1街区から6街区までを3つの町区域のそれぞれ一部としており、区内他区域の規模と比較しても極端な偏りは生じていません。

イ 町の名称の定め方

現在の町名については、住居表示を実施した際に定めており、その後広く定着しています。そのため、協議案では、町の名称は既存の町名を尊重して選択しています。

(3) 住居表示再整備の考え方に基づく検討

協議案では、現在社会活動が行われている区域の住居表示再整備は必要な限度に留めています。また、町の境界は線路や道路により定め、町の形状は一団とし、現在の形状に近いものとなっています。

さらに、新たに住宅・商業地域となる区域については、複数の区域に分けて隣接する町区域の一部とすることで、地域全体が周辺の町と一体的につながり、様々な交流ができる環境としています。これにより、新たな居住者等と周辺地域の住民等と連携が生まれ、将来、地域全体の活性化につながることを期待されます。

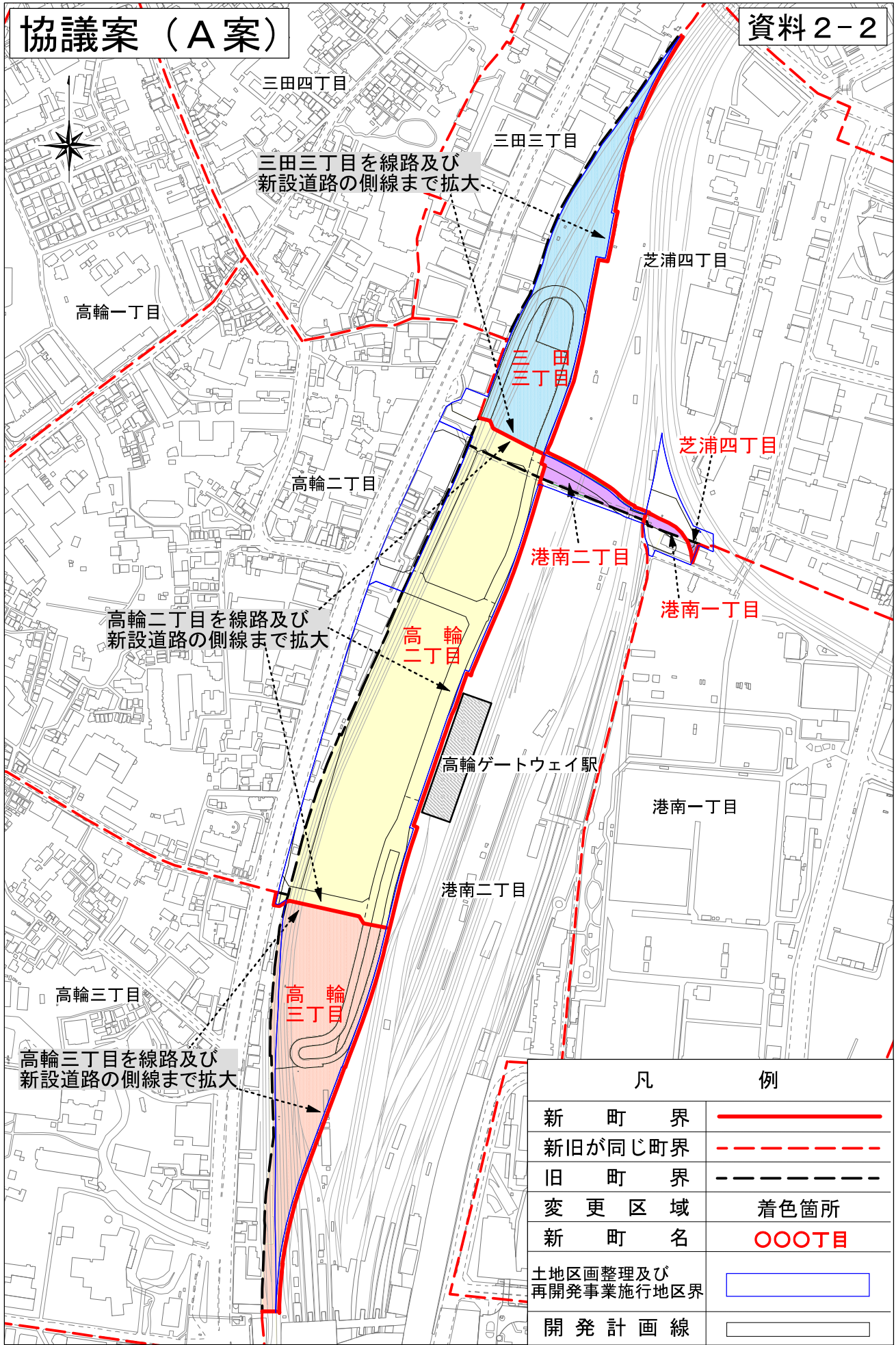
このように、協議案は分かりやすく、合理的な再整備案となっています。

(4) 結論

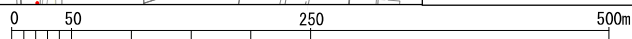
以上3-(2)及び3-(3)に記載の検討内容を踏まえて、3-(1)の協議案を作成しました。

協議案 (A案)

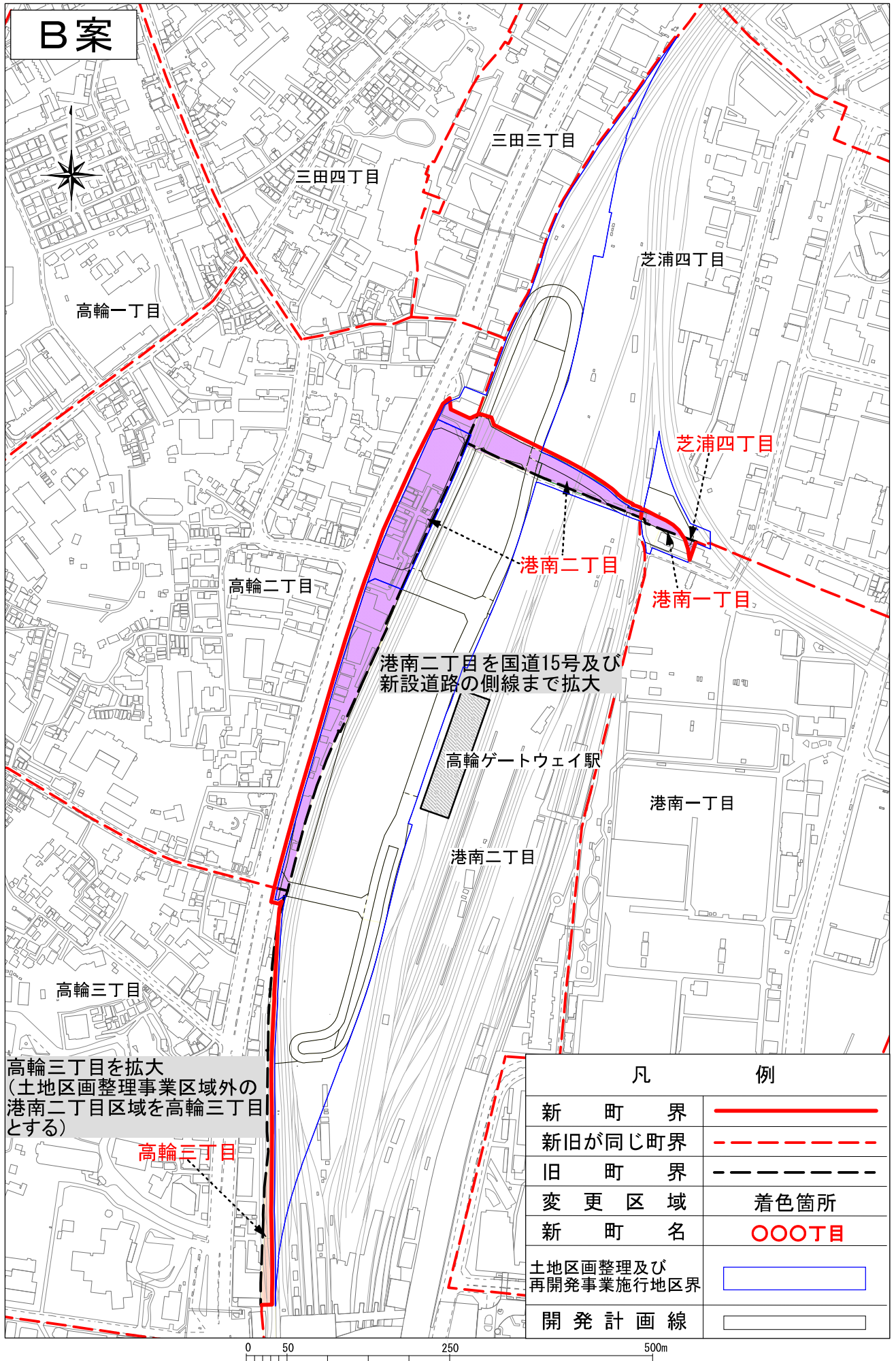
資料 2-2



凡	例
新 町 界	———
新旧が同じ町界	- - - - -
旧 町 界	- - - - -
変 更 区 域	着色箇所
新 町 名	〇〇〇丁目
土地区画整理及び再開発事業施行地区界	□
開 発 計 画 線	□



B案



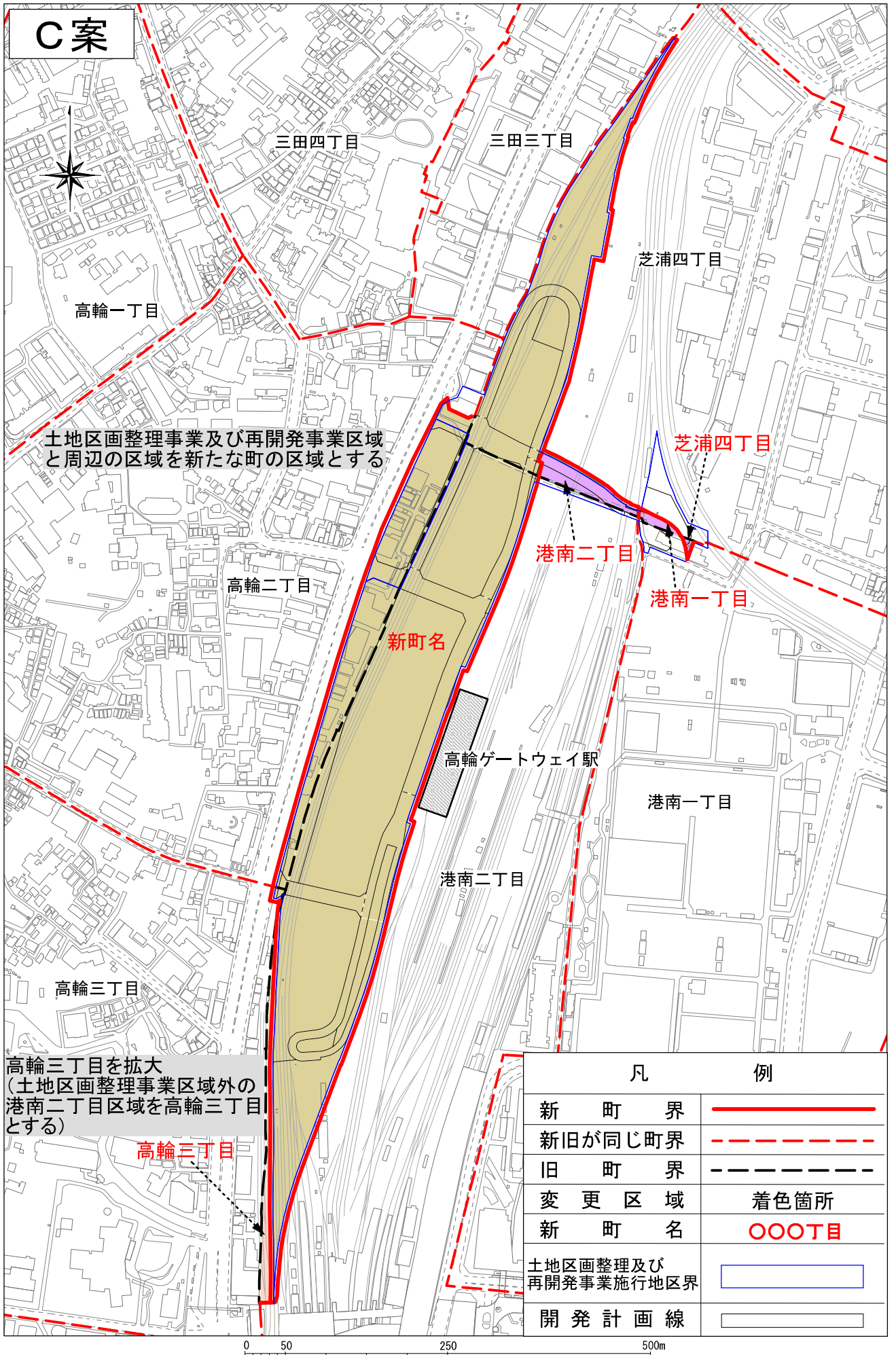
港南二丁目を国道15号及び
新設道路の側線まで拡大

高輪三丁目を拡大
(土地区画整理事業区域外の
港南二丁目区域を高輪三丁目
とする)

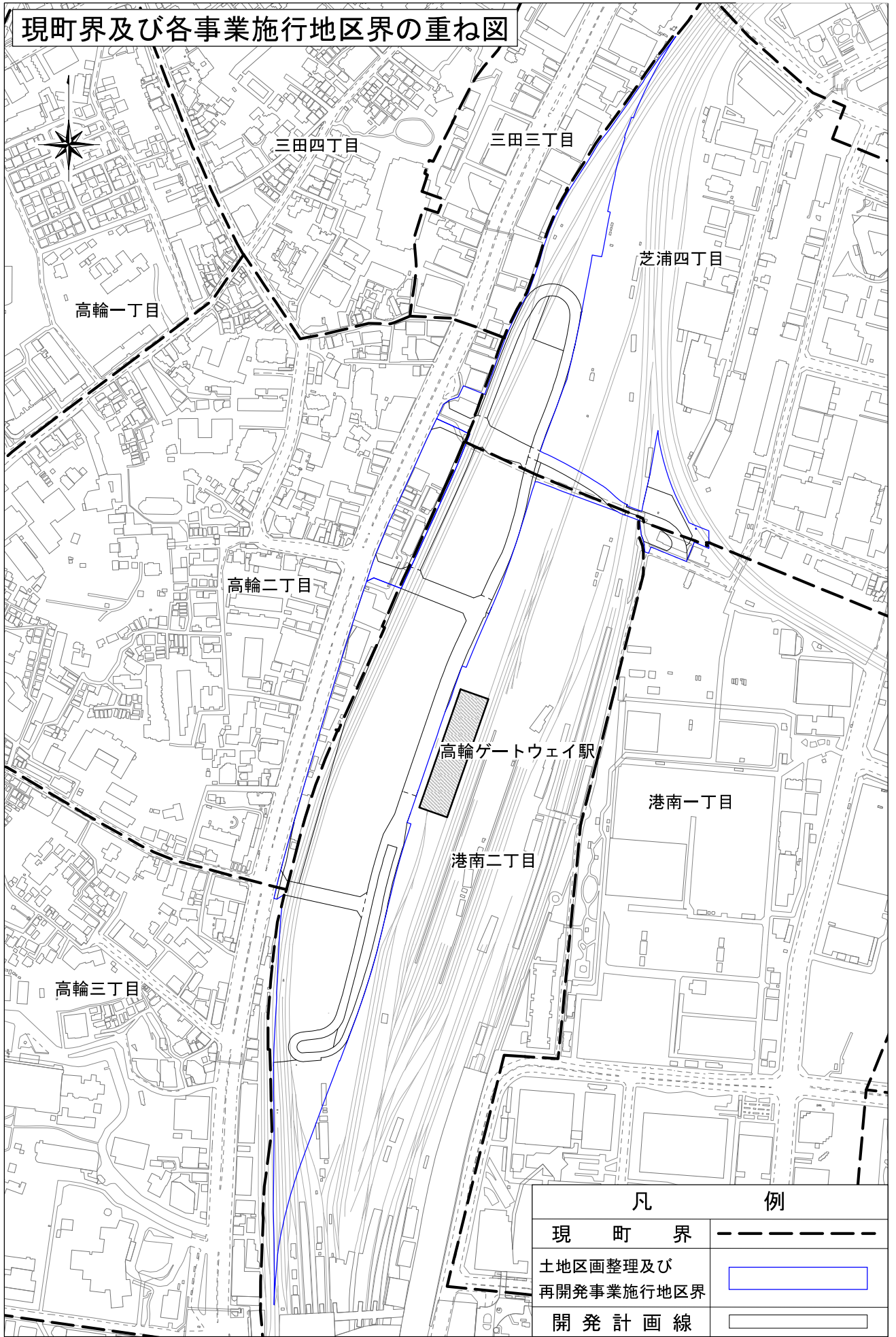
凡	例
新 町 界	
新旧が同じ町界	
旧 町 界	
変 更 区 域	着色箇所
新 町 名	〇〇〇丁目
土地区画整理及び 再開発事業施行地区界	
開 発 計 画 線	

0 50 250 500m

C案



現町界及び各事業施行地区界の重ね図



凡 例	
現 町 界	-----
土地区画整理及び 再開発事業施行地区界	
開 発 計 画 線	

0 50 250 500m

各案における「港区住居表示の実施基準」及び今回の住居表示再整備の考え方との整合性について

(1)協議案

案	項目	基準等との整合性	内容	評価
協議案 (A案)	町の境界	○	移設、新設される線路、道路の側線に沿って町の境界を定めている。移設、新設される線路や道路は恒久的な施設であり、町の境界として分かりやすい。	○
	町の形状	○	複雑な入りくりや飛び地が生じたり、区域が分断されたりすることがなく、三田三丁目、高輪二丁目、高輪三丁目、芝浦四丁目、港南一丁目及び港南二丁目の各町の形状が一团を形成している。	
	町の規模	○	町により規模の増減は生じるが、区内他地域と比較しても極端な偏りは生じない。	
	町の名称その他	○	現在社会活動が行われている区域の住居表示の再整備は必要な限度に留めている。 新たに住宅・商業地域となる区域については、複数の区域に分けて隣接する町区域の一部とすることで、地域全体が周辺の町と一体的につながり、様々な交流ができる環境としている。これにより、新たな居住者等と周辺地域の住民等と連携が生まれ、将来、地域全体の活性化につながることを期待される。	

【参考】各案における総合支所の管轄区域

街区	町名 (住居表示)	変更箇所の総合支所管轄区域
1街区	三田三丁目	芝地区総合支所
2街区		
3街区	高輪二丁目	高輪地区総合支所
4街区		
5街区	高輪三丁目	
6街区		

【参考】各案における小・中学校の通学区域

小・中学校の通学区域(※)
御田小学校 三田中学校

(2)その他案

B案	町の境界	×	線路の側線、道路の側線以外に、三田三丁目と芝浦四丁目、高輪三丁目と港南二丁目の境界に、民地と民地の境界を町の境界としている場所が生じている。民地と民地の境界は、恒久的施設とは言い難く、町の境界としては、分かりにくく不適當である。	×
	町の形状	×	芝浦四丁目と港南二丁目の各町区域の中を線路が縦断することになり、線路を挟んで、町が分断された形状となっており、町の区域として一团を形成しているとは言い難い。	
	町の規模	○	現在の規模に近く、区内他地域と比較しても極端な偏りは生じない。	
	町の名称その他	△	変更となる区域は他案に比べて小さいが、既存の高輪二丁目の区域の一部が港南二丁目に変更となり、当該区域内に居住する区民等の住所変更等の手続きが必要となる。また、既存の町とのつながりが途切れ、これまで形成してきた地域社会の維持が難しくなることが考えられる。	
C案	町の境界	×	線路の側線、区道の側線以外に、三田三丁目又は高輪三丁目と新たな町の境界に、民地と民地の境界を町の境界としている場所が生じている。民地と民地の境界は、恒久的施設とは言い難く、町の境界としては、分かりにくく不適當である。	×
	町の形状	△	町全体が南北に細長く、北側、南側になるにつれて、徐々に狭くなり、北側の端及び南側の端の境界も分かりにくい。	
	町の規模	○	規模の増減幅は小さく、各町の規模は現在の規模に近く、区内他地域と比較しても極端な偏りは生じない。	
	町の名称その他	△	既存の高輪二丁目の区域の一部が新たな町名の区域に変更となり、当該区域内に居住する区民等の住所変更等の手続きが必要となる。また、既存の町とのつながりが途切れ、これまで形成してきた地域社会の維持が難しくなることが考えられる。 新たに住宅・商業地域となる区域の居住者等と周辺地域の既存の住民等との関わりが形成しづらい。	

1街区	芝浦四丁目	芝浦港南地区総合支所
2街区		
3街区	港南二丁目	
4街区		
5街区		
6街区		
1街区	新名称	要検討
2街区		
3街区		
4街区		
5街区		
6街区		

芝浦小学校 港南中学校
要検討

※新たな町名にあわせた現在の通学区域を記載していません。また、1街区に住宅施設が設置される予定であるため、1街区のみに通学区域を記載していません。